

<環境省ニュース>

**環境研究総合推進費（競争的研究資金）と
気候変動適応センターについて**

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

**1. 環境研究総合推進費（競争的研究資金）令和3
年度新規課題の採択について**

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」に示された「重点課題」及び環境省が必要とする「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」を提示し、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が新規課題の公募及び審査、資金配分等を行う環境政策貢献型の競争的研究資金であり、令和3年度予算で約54億円を計上しています。

例年9月末から約1か月間に渡って新規課題の公募を行っており、令和3年度から開始する新規課題（令和3年度新規課題公募）については、令和2年9月25日（金）から10月28日（水）まで公募を行い、審査の結果、環境問題対応型研究31課題、革新型研究開発（若手枠）14課題、戦略的研究開発（Ⅰ）2プロジェクト（21課題）、戦略的研究開発（Ⅱ）1プロジェクト（7課題）が採択されました。そのうち、地方公共団体の試験研究機関等と連携して行うとされる「地域レベルの気候変動適応課題」¹として、3課題が採択されました。

令和3年秋頃公募予定の「令和4年度新規課題公募」におかれましても、積極的なご応募をお待ちしています。

参考1：環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）

https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu/t02_r0105a.pdf

参考2：令和3年度環境研究総合推進費における新規課題の採択決定について（機構のプレスリリース）

https://www.erca.go.jp/erca/pressrelease/pdf/20210311_1.pdf

2. 推進費の「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」の募集について

推進費においては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」に示された「重点課題」を解決するために今度2、3年間に必要となる環境研究・技術開発のテーマを「行政要請研究テーマ（行政ニーズ。以下「行政ニーズ」という。）」として環境省各部局等が研究者に向けて提示し、それらの行政ニーズに適合する研究開発の提案を募集しております。

令和2年度に実施された推進費における制度評価²において、有識者からなる環境研究企画委員会制度評価専門部会から数々の提言を賜り、令和3年度から従来よりもいっそう行政ニーズの内容を洗練されたものにするよう取り組むこととなりました。

そのため、令和3年度においては、行政ニーズの提案者と有識者がディスカッションを行う場を新たに設け、幅広い議論を行っているところです。

行政ニーズは環境省の各部局からの提案のみではなく、各地方公共団体環境試験研究機関や地方自治体等からも広く提案を募集しております。

この度募集した令和4年度新規課題公募における提案では、各地方公共団体環境試験研究機関や地方自治体等から合計15件もの提案（昨年度は2件）をいただいております。より地方における環境研究の重要性にも配慮した制度となっていくことが見込まれます。

参考3：令和3年度新規課題に対する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について（機構ホームページ）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r03_koubo_2.html

¹ 平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題のうち、地方公共団体の試験研究機関、地方環境研究所または気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとなることが想定される機関など、地域の関係者と連携して行い、他地域の適応策にも貢献しうる研究課題。令和3年度新規課題においては、一定の採択枠を設けて優先的に採択されている。

² 推進費が研究制度として環境政策上妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか（又はその見込みがあるか）等の観点に特に留意して実施する。評価結果は、推進費の見直し、より良い施策の形成等、制度の継続的な改善のために活用する。

3. 気候変動適応センターと令和3年度環境省重点施策について

2018年6月、気候変動適応法が公布され、12月1日より施行されました。同法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター³）としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされています。

地域気候変動適応センターを担う具体的な機関としては、地方環境研究所及び地方大学等が想定されますが、特に、地方行政の一部として地域の環境状況について基盤的知見を有する地方環境研究所に中心的な役割を果たしていただくことが期待されています。

気候変動適応法のもと、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、適応に関する情報基盤の中核を担う気候変動適応センターを2018年12月に立ち上げ、情報基盤の整備、地方公共団体や地域気候変動適応センター支援、気候変動適応研究プログラム、アウトリーチ活動等を実施しています。

地域気候変動適応センターの立ち上げ等について検討されている機関等におかれましては、国環研気候変動適応センターによる支援を是非ご活用ください。

また環境省では、昨今の新型コロナウイルス感染症のという世界的な危機の中で持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていくため、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という「3つの移行」を掲げており、この方針をもとに令和3年度の重点施策を展開していくこととなります。重点施策の詳細につきましては、以下のリンク先をご参照ください。

参考4：気候変動適応センターとは

<https://ccca.nies.go.jp/ja/about/index.html>

参考5：気候変動適応センターパンフレット

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/pamphlet.html>

参考6：地域気候変動適応センター一覧

https://adaptation-platform.nies.go.jp/jichitai/local_center.html

参考7：令和3年度環境省重点施策

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-2.html>

³ 令和3年4月時点で、全国で39件設置。